

翻  
訳

エルンスト・ルードルフ・フーバー著、雀部幸隆編訳  
ワイマール共和国崩壊の憲政史的考察(三・完)

雀 部 幸 隆

〔四〕ワイマール共和国崩壊にたいする諸党派・諸勢力の責任 (DVFG7.S.1266-1281.)

一九三三年一月三〇日におけるドイツ立憲国家の終焉をもたらした諸要因は数々あり、かつまたそれらの諸要因は相互に密接に関連しているため、そのどれが国家体制の崩壊に帰結する行為連鎖の総体の中でどれだけの役割を果たしたかを、他の諸要因から切り離して考察することはできないし、また各要因の役割を相互に比較秤量することもなかなか困難である(S.1266)。それから、「ワイマール共和国崩壊に」責任のある諸勢力・諸集団のそれぞれの罪責の程度、つまり主観的な罪咎の程度を問題にすることも、同様に不可能である(S.1266)。当事者たちがその時々を下した決断がどんな結果を生むかを前もって判断することはできないし、また、後世から振り返って、「ワイマール共和国崩壊に」責任のある各当事者がそれぞれ別の行動を採っていたなら、はたしてかれらが共和国を救うことができたかどうかを、証明することもできない。ここでは主観的な罪責は不問に付し、客観的な責任を問うこととしよう。そしてその問いにたいしても限定つきで答えることとしよう。それこそが、とりわけ同時代人としてワイマール時代の諸問題にかかわった者にはふさわしいことだからである。

(一) 大戦勝利者側の責任

ドイツ立憲国家の終焉の諸原因を追究する者にとって、第一次大戦の戦勝国側の戦後処理が、数あるワイマール共和国崩壊の諸原因の中でも決定的な意味を有するものであったことは、見過ごしにはできない事柄である。戦勝国側は、一切を破壊しつくす戦争が終わったあと、敗者にたいして公正な講和条件を保障せず、苛酷な条件の講和を押し付けたが、その結果、敗者は、みずからの名譽を守り生存を維持するという「およそ独立の国家と国民とに認められた」基本的権利を行使すべく、その苛酷な講和諸条件にたいして種々の抵抗を試みた。不幸はそのなかから生まれたが、それにはたいする責任の一端は、敗者をそうした抵抗に追い込む素因もとを作った勝利者が、当代と後世にたいして負うべきものである。このようにドイツ共和国の挫折にたいする一九一八年の勝利者たちの共同責任をあげつらうことは、一種の自己正当化の行為、いやそれどころか、みずからの責任を回避する行為と見なされがちである。しかしながら、およそ国家秩序崩壊の諸原因が何であるかの問題は、敗戦と革命との結果生まれた新しい憲法体制の正統性基盤いかんの問題に劣らず、憲政史の核心的問題である。その問題にたいする回答は、事態の発展の内政上の諸原因とともに、外政上の諸原因が十分考慮されてはじめて与えられることができる。およそいかなる国家の憲法体制も、それが国際政治システム全体から承認を受けることなくして存立できず、また実効性を持ちえないように、一国の国家秩序の権威失墜もまた、各国家の免れることのできない国際的なパワー・ゲームにおいて、その国が劣勢に立たされた結果惹き起こされる国家の威信喪失、それにもなう国家生活の乱調のうちに、原因の一半を有するものである。そのことはワイマール共和国のような国家にとくに当てはまる。なぜなら、ワイマール

共和国は、ドイツの軍事的敗北を確定した苛酷な講和条約をいや応なく受理せざるをえなかったがために、そもそもその誕生自体が難産であったのだが、さらに講和条約の履行がもたらす様々な損失や負担のために、その後の存立と発展、とりわけ共和国を支える国民にたいする諸々の任務の遂行を、極度に妨げられたからである。いかなる憲法体制といえども、国民によるその正統性の承認なくして秩序形成機能を發揮することができない。だが、その承認は、それはそれで、憲法諸機関が憲法上みずからに課せられた国民にたいする国内的国際的諸義務を果たすことができないかによって与えられもすれば、拒まれもする (§126f)。ところで、憲法諸機関がその与えられた諸任務を遂行できないといった事態が恒常化した結果、国民が当該の憲法体制の正統性に疑義を呈するにいたったとすれば、その場合には、優越した権力的地位にある諸外国によって強いられた諸々の抑圧が国家システムの信用喪失の重要な一因にならなかつたかどうかは、当然検討の対象となりうる (§126f)。ドイツ共和国の威信と課題達成能力とは「屈辱的な」対外関係によって大きく損なわれたが、これこそ、共和国打倒を目指す諸勢力をして「ヴェルサイユとワイマール、この不可分一体のもの——に反対する」鬭争を組織することを可能ならしめる、本質的要因であった。

ドイツ側は、ドイツの国際連盟加盟、ロカルノ条約およびケロッグ条約の締結、ヤング協定による賠償問題の再調整をもって、国際社会におけるドイツ国の完全な同権が承認されるためのあらゆる前提条件が整ったと考えたのだが、にもかかわらず、その後も講和条約によってドイツに課せられた諸負担と権利剥奪とは依然として存続した。これがまた「ワイマール」憲法体制の権威失墜を促進した。第一次大戦の戦勝諸国は、講和条約の中でも特に負担の大きい諸条項の修正をワイマール共和国のどの政府にたいしても拒否したが、そのことによって戦勝諸国はドイツの議会制民主主義滅亡の主たる原因の一つを作り出したのである。一九三二年になって——同年七月および一

二月——ようやく協商諸国は賠償問題および軍縮問題において譲歩する気になったが、しかし、それは失われたチャンスを取り戻すにはもはや遅すぎた。しかもその譲歩は、両問題ともに、共和国の滅亡にいたるまではたんなるプログラムにとどまり、なんらその実現の保障は存在しなかったのである。第一次大戦の戦勝諸国は、ワイマール共和国崩壊後、民主体制下のドイツ国には拒んだ譲歩を——共和国は懸命になってそれを求めたのだが——独裁体制下のドイツ国「第三帝国」には承認したが、これは、戦勝国側にヴェルサイユ講和条約の修正を認めさせるためにはドイツ民主主義の崩壊が必要だという、「ワイマール期になされた」不吉な預言の後追い証明と見なされても仕方がないだろう。

(二) ドイツの諸政党の責任

さて、はじめにこうして戦勝諸国の共同責任に言及したからといって、その言及は、ワイマール共和国滅亡の主たる責任が憲法によって国政をみずから決定する権利を保障されたドイツ国民の側にあることを、いささかでも曖昧にするものであってはならないだろう。共和国憲法が国民投票による決定方式にほとんどその余地を認めていなかったため、憲法を護り発展させる責任は、なによりもまず、自発的かつ自律的な機関として議会の内外で国の政治的な意思決定のために活動する、諸政党の肩にかかることとなった。

(一) 憲法に敵対的な急進主義

ワイマール期の憲法理解によれば、政党結成の完全な自由は、民主主義的意思決定の自由に属する事柄であった

(S.1268)。憲法打倒の目標をかかげる政党といえども、憲法上の原則的な結党禁止処分を受けることはなかった(S.1268)。これらの諸政党が公共の安寧秩序を脅かす具体的な行動に出た時にのみ、憲法上の非常権限にもとづく措置として、これらの諸政党の特定の組織および活動の禁止を命ずる法的要件が成立したにすぎない。しかしながら、ワイマール憲法が憲法打倒を目指す諸政党の全面的な禁止をうたわなかったからといって、これらの諸政党の憲法に敵対する行動の責任がいささかでも免ぜられるわけではないことはいうまでもない。

一九三〇／三三年にドイツ国憲法にたいして公然たる攻撃を行った極右極左の両急進政党は、両党が相手として闘った国政システムの崩壊にたいして二重の責任を負っている。まず第一に、両党は、その党組織と党支持者たちが、国家とその秩序・諸機関にたいする闘争、社会とその諸集団にたいする闘争、互いの相手党と他の諸政党にたいする闘争において、相手側に投げつけた大げさな非難、叫喚、中傷にたいして責任がある。第二に、両党は、出版の自由や集会・結社の自由といった国民の政治的意思形成のためには不可欠の公的生活の自由を不斷に悪用することにより、国民の公的生活の自由を破壊した。両党は、自由を廃棄するための闘争に自由を悪用することにより、国家権力をして、自由制限の措置に踏み切ることを余儀なくさせた。その措置は、なるほど基本的自由の擁護を目的とするものではあったが、それでもやはり同時に、自由の前提条件たる国家の監督・干渉からの自由を大幅に制限するものとなるか、もしくはほとんど廃棄するものとならざるをえなかったのである。両党の推進した急進運動は、民主主義の根幹にかかわる諸制度への攻撃であったため、国家権力は憲法の根本諸原則を守ることを目的とした防衛システムを構築せざるをえなかったが、それはまた同時に、まさにそれら諸原則の存立を脅かすものとなった。これら両極政党の戦略は憲政の正常な運用機能を攪乱し、最終的にはそれを完全に麻痺させることに置かれていたのであるから、合法的な憲法諸勢力は、最後には、擬似独裁的な大統領体制への移行の手段に訴えること

を余儀なくされた。この体制はたしかに憲法擁護を目的とするものではあったが、その持続が一時的なものでなくなり、またその内実が益々強化されるにおよんで、それはまた同時に、憲法の機能障害を固定化する結果をもたらした。挑発的行動を不断にエスカレートさせながら、合法的な憲法諸勢力が自己防衛のために非常措置を採り、かくして立憲国家体制の解体に手を染めるよう故意に仕向けたこと、ここに極右極左の急進運動がワイマール共和国の滅亡にたいして負わなければならない主要な責任がある (S.1269)。

(2) 国民的保守右派

ドイツ国家国民党 (DNVP) と鉄兜団その他多数の小さな同盟組織、それから官界、経済界、学界の指導層の中でも国民的保守派のサークルは、市民的右派のグループを構成する (S.1269)。かれらは、その大部分が、「二九三三年」一月三〇日「ヒトラー首班内閣成立の日」に先立つ数週間の日々に、認識不足や自派の勢力衰退の意識から、あるいは事態の閉塞情況にたいする強い切迫感にうながされて、憲法の敵にたいする権力移譲の準備に手を貸した (S.1269)。そのことによって、かれらは、政党諸勢力に超然たる立憲国家 (die Idee des überparteilichen Verfassungsstaats) という、みずから強く擁護してきた理念を心ならずも放棄したのである。なお救いうるものを救わんとするあまり、かれらは一党独裁の樹立の道ぞなえをした。そのことによってまたかれらは、かれら自身の主張した超党派国家の思想 (der Gedanke des überparteilichen Staats) に死をもたらず手助けをしたのである。これまで無責任なものの考え方をしてきた連中を権力に参加させたなら、この連中に国家にたいする責任意識を注入し、この連中を合法性の精神で教育することができらるだろうといった、あだな期待に惑わされて、国民的保守派の人々は、まさにその反対が真実であること、つまり、この憲法の敵にあつては形式的な「合法性」が権力獲得の手段としても役立つこと、

かれらによる完全な権力掌握が完全な無責任への道を開くものでありうることを、見そなったのである。

一九三〇年の秋に、ドイツ国家国民党がヒトラーとの最初の同盟に踏み切ったとき、国家国民党はハルツブルク戦線を組み、さらにはそうしたものを基盤とする与党連合を組むことよって、ナチスの覇権要求をかわし、国家にたいする責任の意識でナチスを拘束することができるだろうと考えた。ところで、ヒトラーがどんな種類の連合の場合でも「首相および軍・警察を支配下に置く枢要の閣僚ポストを要求する」という「排他的要求」を断じて取り下げないことが明らかになるにつれ、国家国民党は、一九三〇年冬のハルツブルク戦線解消後もなおナチスと戦術的な共同歩調を取る余地は残したものの、かれらとの実際の共同行動を取ることは避けてきた。だが、一九三三年一月二一日に、国家国民党国会議員団がシュライヒャー「首相」に挑戦状を叩き付けてからというのは、同党はもはや次のように言明せざるをえなくなった。この党是の転換の結果、わが党は否応なくヒトラーとの最終的な連繋に踏み出すことになる、と。シュライヒャーと手を切ったことにより、国家国民党は、超党派の「権威的な大統領統治体制」の思想に踏み止まる可能性を一切失ったのである。第三次大統領内閣「シュライヒャー内閣」に取って代わって登場する新政府がどんなものであろうと、それはヒトラーの主導下に立つ党派政府 (Parteiregierung) 以外のものではありえなかった。ごく一時期それに代わる内閣として浮上したパーベンツァーゲンベルクの少数派内閣の構想も、国民的な市民的右派に属しながらもリアリステイックな見地に立つ指導者たち「ヴェスタルプ・グループ」が確実なことでして予測したように、短命に終わらざるをえなかっただろう。だが、国家国民党の協力によって超党派の大統領内閣が党派内閣 (ein Partei-kabinett) に席を譲ったとき、それを支える議会諸政党の中軸は国家国民党とナチスとはかならないのであるから、「しかも議席数においてナチスが圧倒的に優勢だったのであるから、」ヒトラーが政府首班の座に就くことは必至であった。一九三三年の一月危機にさいして、ナチスとの連立を推奨した国家国民党や鉄兜団、

さらには党外の国民的保守派の指導者たちは——心中おだやかでなかったにせよ——結局のところヒトラーの指導的役割を甘受したのである。自派内部のあらゆる反対を押し切って、連立政府結成の可能性をヒトラーに打診した市民的右派の指導的諸グループは、パーベンフーゲンベルク少数派内閣がなんら現実的な代案たりえなかったのであるから、いわば「あらかじめ成功を約束された」も同然であった (S.1270)。さて、はたしてナチスの益々エスカレートする要求にたいする国家国民党の抵抗は、たちまちのうちに打ち砕かれた (S.1270)。国家国民党はナチス党員の就任するプロイセン内相による警察権力の掌握に抵抗したし、ライヒ議会の解散と、ナチスの権力的地位を拡充してその全一的支配を樹立する意図をもってなされた総選挙の日程の設定とにたいして、抵抗を企てたが、無駄であった (S.1270E)。その間、ドイツの国民的保守勢力を唯一代表した政党は、かれらの「ヒトラーとの同盟」によってドイツの陥った危機を自覚しなければならなかった。かれらはみずからに言って聞かせなければならなかったはずである。かれらが今踏み切ろうとしている「連立」の必然的帰結は、超党派の権威的原理の全体主義的一党独裁への転換である、と。国民的市民的右派は、当初維持していたナチスにたいする拒絶の姿勢を一步一步ことごとく放棄してしまい、最後には、さしあたって「連立の」「前提条件」と見なされた法治国家的な憲法規範の核心部分の堅持という約束がナチスによって反故同然にされることさえ黙認してしまったが、これはドイツの国民的保守主義の根本的志向に反することであった。なぜなら、かれらの目標は共和国憲法の改革であって、その倒壊ではなかったからである。もし国民保守主義的右派が、国家と法、自由を成り立たせる根本条件堅持の立場を変えず、全体主義の脅威に抵抗する姿勢を崩さなかったとしたなら、そうした憲法の改革によって、ドイツの立憲国家を救済する可能性が当時まだ残されていたかどうかは、たしかにだれにも確言することができない。それでも人々は、とにかく、「すべてか無か」の観念にとりつかれたナチスの指導者が全権力を握るのを二度にわたって阻止したので



あつた。多くの事実はつぎのことを物語っている。人々がこのヒトラーの過大な権力要求を三たび挫折させたとしたなら、今度こそそれはナチスにたいする最終的反撃の突破口となったことだろう、と。だが、国民的市民的右派はその道を選ばず、シュライヒャーの失脚に手を貸すことによつて、みずから陣地を明け渡したのである。

### (3) 市民的中央派

かつては「右から左までの」様々な傾向の政党政派を包含していた市民的中央派の諸勢力のうち、ワイマール末期になお重要な意義をもつていた政治ブロックは、中央党とバイエルン人民党だけである。後者はしばらく前者とは距離を置いていたのだが、そのころ再び前者と緊密な関係をとり結ぶようになった。中央党は、一九一九年二月から一九三二年三月まで、一三年以上の間、途切れることなく与党でありつづけたし、バイエルン人民党も、ワイマールの初期にはたびたび、そして一九二五年から一九三二年三月までの間はやはり中央党と同様に例外なく、与党に属していた。両党はともに中央派左派連合および中央派右派連合において有力な与党であつたばかりか、忠実な憲法擁護派の政党であつた。ながらく両党は断固としてナチスと闘ってきた。しかし、このナチスにたいする両党の拒絶の姿勢にも、時とともに変化が見られるようになった。すでにブリュニンクは、共和国首相在任中、一九三〇年七月選挙の結果を見て、驚異的な議会進出を果たしたナチスを共和国内閣に迎え入れ、それによつてこの急進的右翼の大衆運動に国家統治にたいする責任という響を嵌めるのが得策ではないか、としばしば考えるようになった。一九三〇年末にこの企てが見込みなしとして一旦打ち切られたあとも、かれは繰り返しこの計画に立ち返つた。ブリュニンクの失脚後、中央党党首カースを始めとする中央党国会議員のグループは、改めてこの考えを取り上げた(SINTE)。一九三二年の八月から九月にかけて、中央党は、プロイセンの総督政府を厄介払いし、憎

むべきパーベン・ライヒ内閣を倒すため、プロイセンでナチスと連立交渉を行ったが、この交渉はなるほど不首尾に終わりはした(S.127ff.)。しかし、中央党は、一九三三年一月選挙のあと、今度はシュライヒャー・ライヒ内閣を倒し、国政レヴェルでナチスと組むことによってプロイセン問題をも併せて解決しようとの算段から、ナチスとの連立交渉を再開した。一九三三年一月危機の時点では、中央党は大統領体制を解消して議会制内閣を再建しようと考えたが、その議会制内閣というのは、中央党のもくろみでは、ナチスと市民的右派および両カトリック政党からなる連立内閣であった。そのさい、中央党は、政府の政策綱領に関して、ナチス——同党は、支持者の数からいっても、その凄まじい活力からいっても、はるかに中央党に立ちまさった連立相手なのだが——から一定の同意を取り付けることができさえすれば、ヒトラーの首相就任を認めるつもりであった。そんな口約束で将来の確かな保障が得られると考えた中央党の指導者たちは、明らかに自己欺瞞に陥っていたのである。もしかりにそのときヒトラーが、政府権力の行使は憲法に則ってこれを行い、憲法に定められた宗教的な基本権もこれを尊重する、などと中央党に言質を与えたとしても、そんなものは、実際には、あの一月の決定的な日々には、かれがパーベンやフーゲンベルク、ゼルテなど国民的保守派のパートナーたちに与えた誓約と同様、いささかの実効性をも持つはずがなかった。

かくして中央党は、一九三三年の一月なかば以降、ヒトラー首相の連立内閣の結成を期して、シュライヒャー打倒を当面の戦術目標とする奇妙な連合戦線に加わった。中央党の党首カースは、新聞にライヒ首相宛の書簡を公表し、首相のライヒ議会解散計画に反対すると同時に、憲法の文言に違背する総選挙延期の企てにも断固として反対する旨の言明を行ったが、この反対声明は、中央党が今後いかなる形態の大統領体制をも拒否して、それに代わる選択肢、つまりヒトラー首相の党派内閣(Parteikabinett)を組織することによって、現下の政府危機と国家的危機と

を乗り切る所存であることを、公式に表明したものにほかならない。というのも、大統領体制がいったん崩壊したなら、残された選択肢がヒトラーを首班とする党派内閣以外にないことは中央党の見るところによっても明白だったからである。両カトリック政党の犯した理解に苦しむ誤りは両党が次に考えた点にある。われわれはヒトラーと「憲法遵守等々の」協定を結ぶつもりだが、ヒトラーがもしその協定を破棄しようとしたとしても、われわれは与党離脱をちらつかせることによってそれを阻止できる、と。これがとんでもない見当違いであったことは、ヒトラーが一月三〇日、かれの首相任命のまえに、みずからの首相就任後ただちにライヒ議會を解散するつもりであることを明言していたことからして、明白であった。ヒトラーは、引き続き行われる総選挙において自党が勝利することを確信しており、総選挙で勝利した暁には、連立にさいしてどんな「前提条件」を付けられ、どんな「保障」をさせられようが、かれの裁量一つでそんなものは反故にすることができると見越して、即時の国会解散断行を主張したのであって、それゆえ、かれがその意向を表明したとき、将来のための確固たる保障を得ようとした連立相手のもくろみは、すでにして挫かれたも同然だったのである。ところで、確実な——と考えられたのだが——留保付きでヒトラー内閣に入閣を果たそうとする両カトリック政党のもくろみは失敗に終わったが、だからといって、かれらの負うべき責任がそれだけ軽くなったわけではない。なぜなら、両政党はそもそもシユライヒヤーの失脚に手を貸したのであり、そのことによって否応なくヒトラーの権力への突進を容易にしたからである (S.172)。

#### (4) 社会民主党の両派

共和国の没落にたいして社会民主党の負うべき責任は、まず、同党がみずからの率いた最後の大連合内閣の倒壊に手を貸したことのうちに求められる。この大連合内閣の崩壊は共和国没落の決定的な端緒となったものであり、

その意味で同党の責任は極めて重い。当時、ライヒ首相ヘルマン・ミュラーは強い口調で自党の同志たちの再考を促したものである。大連合の長期にわたる存続は議会制民主主義のルールに則った多数派内閣に立脚して国政の舵取りを行うことを可能にする最後のチャンスを提供するものである、社会民主党と市民的中央派との連立の解消は共和国を議会制民主主義の制度にふさわしい方法で統治するための最後の可能性を潰すものである、と。それにもかかわらず、社会民主党ライヒ議会議員団は、一九三〇年三月に、左派の圧力を受けて、それが惹き起こした結果と比べると、取るにも足りない些細な理由から、大連合の解消を通告するほうを選んだのであった。その結果予測されうべき同党にとつての帰結は、今後いつ終わるとも知れない長期にわたる同党の政府権力からの離脱と、一九一七年いらい同党が協力関係を保ってきた市民的中央派および左派諸政党との間の決定的な亀裂、そして同党の不毛な反対派的立場への復帰である。しかも反対派に立ち戻って同党に何ができるかといえば、選択肢は、市民派の大統領内閣にたいして「寛容」政策を採るか、それとも急進左翼との「統一戦線」結成へ向けて思い切つて左に舵を切るか、のどちらかでありなかつたのである。みずから選んで反対派の立場に逆戻りした社会民主党は党勢を盛り返すことができなかつたばかりか、政府権力の明け渡し以後行われた総選挙ごとに得票数を減らして行つた。同党は、一九二八年の国会選挙では総投票数のほとんど三〇パーセントを獲得して勝利したのだが、一九三〇年の九月総選挙では得票数を総投票数の二四・五パーセントに減らし、一九三二年の七月選挙では同じく二一・六パーセントに、そして同年一二月選挙では二〇・四パーセントに低落させた。こうして社会民主党は大連合を解体させた結果、同党が国政に影響を与える地位を保持する基盤を掘り崩してしまつたのである。

社会民主党のユリウス・レーバーは、一九三三年「三月」に「はやくもナチ政権への反逆の廉で」勾留されたが、その拘留中にワイマールの日々への回顧録を残している。「一九三三年のこの回顧録は一九七六年に『Die Todesursachen der

deutschen Sozialdemokratie"のタイトルを付けて復元刊行された」。そのなかで、かれは自党の責任をはるかに厳しく判定している。いわく。「新世紀の激烈な社会的政治的闘争を理解することもできなければ、ましてそれに立ち向かうこともできない」という社会民主党指導部の無能ぶりは、すでに一九一八年に明らかであった(404, S.133)。かれらは、今後「新しいドイツの統一と自由というヴィジョンをみずからの追求目標とすべきこと」、「新しい国家の権威を打ち樹て固める」ために闘うべきことを理解しなかった(404, 193, 194)。「国家への現実的かつ実践的な意志の欠如」と「国家の外的な権力手段の過小評価、無視」とは、社会民主党の命取りとなった(404, S.197)。社会民主党は一九二八年選挙の勝利によって「第二の大きなチャンス」を与えられながら、またもやそれを逸してしまったが(404, S.211)、これまた同党の「新しい国家」への意志の欠如(404, S.209)のなせるわざであった。ヘルマン・ミュラー政府は「決断と実行」力を欠いていた。あいもかわらず「根本的な政治原則が曖昧で分裂していた」がために、同政府は瓦解したのである。一九三〇年三月二七日、つまり同政府がみずから招いた倒壊の日は、後世、「社会民主主義、いや、そもそもドイツ民主主義の葬送の日」と呼ばれることとなるだろう(404, S.213)(S.1273)。社会民主党には、「正統な人民支配のもとでは、国家と政府の権威こそがおよそあらゆる秩序の根本的な大前提である」ということがまるで分かっていかなかったのである(404, S.214)(S.1273f)。「権威のないところに民主主義はなく、確固たる国家秩序の存在しないと真の自由は存在しない」ものである。だが社会民主党は、「自由と正義」と「権威と秩序」との相互連関的な結合が「生存能力ある民主主義」の前提の一つだということを認識することができなかった(404, S.214, 215)。社会民主党はその党是の決定にあたって、国家の政治を優先させるのではなく、党の政治を優先させた。一九三〇年の社会民主党の失敗はその結果もたらされたのだが、そのあと社会民主党は「昔ながらの心地よい反対派の体面を保つという安易な道」に逆戻りした(404, S.229)。それ以来、社会民主党の政策の基調となっ

たものは「全般的な受動性」である。その結果、最終的に社会民主党に残された道は、「プリューニクにたいしてそのつど無条件な寛容政策を採る」以外のものではありえなかった。そのため社会民主党は、権力に参与し政府の政策に影響力を行使するという代価を何ら得ることなく、プリューニクの採った政策にたいして次から次へと責任を負う羽目となったのである (H.A.O.S.224235)。「党指導部の受動性を写し出す鏡」は、共和国崩壊前の半年間にあちこちで見られた党支持者たちの「諦めムード」であった (H.A.O.S.240)。社会民主党指導部は、かかる無為無策の結果、自党に投票してくれた有権者にたいする責任ばかりか、国家全体にたいする責任をも果たさなかったのである。——これがこのワイマール末期の社会民主党有数の若手代表者の覚書の結論であった。

一九三二年五月から一九三三年一月までの共和国の危機の八ヶ月間に、社会民主党はその最後の重要な拠点であったプロイセンにおける権力を失った。もつともな理由から、同党はこの「プロイセン攻略」への積極的な抵抗の宣言を断念した。憲法裁判における「プロイセン州」ブラウン内閣のライヒにたいする表面上の勝訴にもかかわらず、ブラウン内閣は、かつてのプロイセンにおける権力的地位を部分的にも取り戻すことができなかった。七月および十一月選挙の結果、両急進政党が過半数を制することとなったライヒ議会では、社会民主党はなんら独立の影響力を行使することができなかった。それにもかかわらず、同党は、シュライヒャー・ライヒ内閣倒壊とともに出現した事態にたいして、共同責任を負っている。なぜなら、シュライヒャーの更迭後可能な内閣が決してフーゲンベルク・パーペンの少数派内閣でもなければ、市民的中央派のそれでもなく、社会民主党も手を貸して倒したシュライヒャーの後を襲うものが——直ちに、その次かはともかく——ヒトラー首班の内閣だということは、同党本部および国会議員団指導部のよく承知していたことだからである。シュライヒャーは、一九三一年一二月に、ヒトラー内閣の出現を阻止するため、三大労働組合をも含めた諸政党ならびに諸団体からなる「政党横断戦線」(Quer-

(Front)の結成を企てたが、社会民主党は、党首ヴェールを先頭に、そうした右から左にいたる社会国家的政策に立脚した広範な防衛線を張ろうとする企てを妨げたのであった。党首ヴェールは、その拒否の姿勢を明確にすることによって、シュライヒャーと交渉の用意のあった自由労働組合の指導者ライバルトやロイシュナーを党規に服させたのである。なるほどシュライヒャーの行動計画は、なによりもまずナチス党内のシュトラッサー派との同盟というかれの努力が実を結ばなかったために挫折したのだが、それでもやはり、シュライヒャーとの共同行動に傾きかけた何人かの労働組合指導者たちにたいする社会民主党指導部の拒否権の行使がまた、この「最後の可能性」の崩壊に決定的に寄与したことも確かである(S.174)。同様にまた、この最終局面にある共和国の絶望的情况をオットー・ブラウンとの共同行動によって何とか切り抜けようとするシュライヒャーの試みも、とくに社会民主党指導部の反対にあつて挫折した(S.174)。たしかに「政党横断戦線構想」(die“Querfront-Konzeption”)が共和国を効果的に防衛するための確実な道を切り開くことができたかどうかは、だれにもはつきりしたことが言えない事柄である。だが、共和国の瀕死の状況を考慮するなら、それを打開する最後の試みを妨げたことによって生じた結果にたいして、社会民主党もまた共同責任を負わなければならないことは確かである。

### (三) 政府諸機関の責任

#### (1) 共和国の最終局面におけるライヒ首相

一九三三年七月選挙から一九三三年一月三〇日までの六ヶ月の間、ライヒ首相のパーペンもシュライヒャーも、両急進政党の多数を制するライヒ議会在憲法に則つて民主制的議会の果たすべき任務を遂行することもできなけれ

ば、そのための正統性をも持たないことをよく承知していた。諸政党の所与の力関係がそのまま続くか、両極政党がさらに力を伸ばすかする限り、発生した憲法の機能障害の状況を新選挙の実施によって打開することは望むべくもなかった。こうした状況のもとで、すでに一九三二年八月末に、当時のライヒ首相「パーベン」と国防相「シュライヒャー」とは、他の閣僚の同意をも得て、つぎの結論に到達していた。ライヒ議會を解散し、しかも新選挙を延期することは憲法条文の予定しないところだが、しかしそれは憲法を護るという至上命令に従うべきライヒ最高機関の超法規的権利 (ein überpositives Recht) である、と。かかる措置の決定は権力の濫用でも何でもなく、ライヒ大統領とともにライヒ首相およびライヒ全閣僚の負うべき、憲法にたいする責任を全うするために行われる、万やむをえない措置であった。ライヒ首相パーベン、ライヒ内相フォン・ガイルおよびライヒ国防相シュライヒャーは、一九三二年八月三〇日、ノイデックで、ライヒ大統領にたいして政務報告を行ったが、その時、かれらは全政府の意向を代表して、ベルリンにおいて準備中の立憲国家防衛のための「非常」措置を具申し、それにたいするライヒ最高機関の承認を得た。一旦決定が下されたからには、是非とも迅速な行動に移る必要があっただろう。当時の状況のもとでは、「極右極左の」急進派にたいする非常手段の行使に関して世論を早急に味方に付けなければならなかっただけに、益々その必要があったはずである。ところが、そうする代わりに、パーベンは躊躇して行動計画の実行を二月に延期した。この拙劣な術策を弄する行為によって、かれは折角立てた自らの計画を台なしにしてしまったのである。法的には有効でないとはいえ、事実として行われた不信任案の可決のあとでは、ライヒ首相の威信は著しく低下し、かれが再度の国会解散に打って出たとしても、総選挙の延期を実行に移すだけの余力はもはやかれにはなかったのである。パーベンのみずから責めに帰すべき失策によって行為の時機を逸したのである (Sinn)。

一月選挙によっても憲法に敵対する両政党が過半数を占めるといふライヒ議會の機能麻痺の状況が何ら変わり



はしなかったもので、パーベンは、ヒトラーとの組閣交渉が不首尾に終わったあと、八月末の行動計画に再び立ち返った。しかし、今度はライヒ国防相がその実行を妨げた。かれは、その行動計画にたいして両極政党が同時に蜂起してそれに反抗する恐れがあるが、それを鎮圧するためには国防軍を投入せねばならず、その結果として「もはや政府の制御能力を越えた」不測の事態「内戦」が発生する可能性がある、と警告した。かくしてシュライヒャーは八月末にはライヒ大統領の前でみずから支持した措置の実行に反対したのである。のちにシュライヒャーは、この時点でみずから実行不可能との烙印を押しした行動プランにやむなく立ち返らざるをえなくなるが、その時、かれは当然のことながら、激しい不信と反撥とを招かざるをえなかった。それにたいしてかれの負うべき責任は、この、もともとかれも同意していたパーベンの行動計画にたいする異議申し立てが、パーベンの更迭とかれ自身の首班指名とを大統領から獲ち取るためのお膳立てとしてなされたものであっただけに、それだけ一層重いものであった。シュライヒャーはその「政党横断戦線構想」が挫折したあと、ライヒ議会解散・総選挙延期の計画に立ち返ったが、もはやその計画にたいするライヒ大統領の同意を得ることができなかった。それはシュライヒャーの政敵たちがその間に大統領に吹き込んだかれの人物と政策とにたいする不信のせいだけではない。シュライヒャーは、予想される暴力的抵抗を排除するための国防軍の出動という、パーベン内閣末期にかれ自身の反対した措置を前提条件とする計画を大統領に具申したのであって、これが政敵たちの策動と相まって、すでに薄らぎつつあったシュライヒャーにたいする大統領の信任を完全に失わせる大きな要因となったのである。

(2) 大統領の助言者たち

大統領側近の助言者たちもまた、ヒトラーへの権力譲渡を促進した諸政党と同程度に、共和国の崩壊に責任を負っている。その助言者たちとは、大統領府官房長のマイスナー、「大統領の子息」フォン・ヒンデンブルク大佐、およびライヒ首相辞任後大統領の特別の恩顧によって側近となったフォン・パーペンである。さまざまな峻しがあり、さまざまな圧力が加えられたにもかかわらず、ライヒ大統領は単独支配権を要求するナチス党首に首相の座を譲り渡すことを二度にわたって断固として拒否した。だがヒトラーが三度目の攻撃を仕掛けた時には、大統領はやむなく信頼する側近たちの説得を聞き容れた。かれらは大統領に迫ったものである。ヒトラー首相の内閣を組織する以外に、いまや頂点に達した国家的危機を救う手だてはない、と。

こうしてライヒ元首に信念を変えさせた主たる責任はパーペンの負うべきものであった。かれは、一九三二年一月末、まだライヒ首相在任中に、意のままに行使できるあらゆる手段を賦与された「全権力」の移譲を求めるヒトラーの要求に応じようと決心しており、首相解任後二週間も経たないうちに、このかつての敵手と交渉に入り、後者のために政府権力への門戸を開いてやろうと画策を開始したのであった。パーペンのこうした態度の変化を惹起したものが何であるかは臆測の限りではない (S.176)。それは、かれが裏切られたと感じたシュライヒヤーにたいする報復衝動のなせるわざだったかも知れないし、あるいは、いかなる手段を用いようと、なんとしてでも権力的地位に復帰してみせるといふかれの執念のなせるわざだったのかも知れない (S.176a)。いずれにせよ、ヒトラーに首相の座を明け渡すのか、それともかれを副首相にとどめ置くのかという争いに決着を付けようとしてパーペンの追求した「二頭政治」の構想 (die Konstruktion eines "Dummvirats") は、無責任な自己欺瞞の行為であった。かれがこの構想を携えてヒンデンブルクのもとへ赴き、ヒトラーの首班任命に反対する大統領の抵抗を押さえ込んだとき、内

閣の指導権をパーベン、ヒトラーが仲良く分け合うといった「二頭政治の」話はもはや持ち出されはしなかった。パーベンがヒトラーのような飽くなき権力衝動に取りつかれた男にとっても太刀打ちできる人物ではないことは、パーベンが、すでにヒトラーとの組閣交渉の段階で、「ヒトラーの首根っこを押さえる」ためにみずからの影響下に確保しておこうと考えていた軍・警察関係の閣僚ポストを、次から次へと断念せざるをえなかったという一事を見ただけでも明白である。組閣交渉の最終局面では、パーベンが最後になって持ち出してきたすべての要求を積極的に支持する役割をみずから買って出た。その要求の最たるものはライヒ議會を解散して法定の期間内に総選挙を実施せよというものだったが、このヒトラーの要求を容認したことによって、パーベンは宿望達成まであと一歩と迫った独裁者の全権力掌握への道を平坦にしてやったわけである。

だがパーベンといえども、ライヒ大統領側近の助言者たる二人の人物、すなわちフォン・ヒンデンブルク大佐と大統領府官房長マイスナーとが政権交代を積極的に支持しなかったならば、どれほど骨を折ったとしても、ヒトラー首班の内閣を実現させることができなかつただろう。ライヒ大統領の息子の見解を変えさせたのはパーベンではなくヒトラーであつた。ヒトラーは一九三三年一月一八日にオスカー・フォン・ヒンデンブルクと二人だけで会い、その密談の中で後者の見解を改めさせたのであつた。その結果、オスカー・フォン・ヒンデンブルクはヒトラーの首相任命に応ずるよう大統領を説得する役を買って出ることとなつたのだが、かれをその気にならせるためにヒトラーがどんな手を使ったのか、デマゴギーで翻弄したのか、脅しをかけたのか、好餌を散らつかせたのか、それは分からない。しかし、その点がどうであろうと、ライヒ元首が共和国に死をもたらさず決定を下すにあたって、オスカー・フォン・ヒンデンブルクの果たした役割と責任とはきわめて大きく重いと言われなければならない。だが、そうした大統領への共同の影響力行使という点では、大統領府官房長マイスナーの果たした役割はさらに大き

なものがあつた。というのも、かれは、その見識と経験、洞察力と判断能力とのいづれをとつても、オスカー・フォン・ヒンデンブルクにはるかに立ちまさつた人物だつたからである。そのうえかれには、その職務権限からして、ライヒ大統領がかくも重大な決定を下すにあつて、大統領に助言を与える直接の責任があつた。なかんづくヒトラーから「かれの首相任命を」即刻決断せよとの矢のごとき催促がなされた一月三〇日に、そんなことで大統領を狼狽せせずに、大統領のために十分な熟慮期間を設けるよう取りはからうのは、マイスナーの義務であつた。そして、より客観的な判断を下すことのできる人士を集めて、共和国が現在どんな情況に置かれているか、そこから抜け出すにはどんな選択肢がありうるか、そのどれを採つた場合にどんな結果が予想されるかに関して、大統領の前で慎重に協議する場を設けることも、やはりかれの責務であつた。マイスナーは、「ワイマール共和国最後の首相シュライヒャーの進言するよな」ライヒ議会議散―総選挙の無期延期は当時の憲法の生死にかかわる非常事態のもつても法的に許されることではないとして、それに反対したのだが、そのことによつてかれは、互いに仇敵の間柄にある左右の反憲法勢力が協同してライヒ憲法を掘り崩すのを容認したのである。しかもかれは大統領に進言しなかつたのである。憲法の不倶戴天の敵に国家権力を譲り渡すことは法的に許されることではない、と。それゆえ、ヒトラーの首相任命とその結果招来された共和国の全憲法体制の破壊とにたいして負うべきマイスナーの責任の度合いは、きわめて大きいのである (S.1277)。

(3) 「憲法の番人」としてのライヒ大統領

一九三三年一月三〇日の政権交代とそれが惹き起こした諸結果とにたいして、どれほど多くの諸勢力と諸個人とが共同責任を負っているにせよ、その主たる責任がライヒ大統領自身に帰せられることは間違いない。かれは、

宣誓によって、人民と国家との災いを転じ、ライヒ憲法を護ることを誓っていたからである。とりわけかれは、ライヒ首相の罷免とその後継者の任命とにさいして、その誓約を立派に果たさなければならなかった。ライヒ大統領がその高齢にもかかわらず、しっかりした判断力を持っていることは一再ならず示された。かれは二度にわたって、独裁的権力の獲得を目指す党派のリーダーに首相職を委ねることは憲法の精神に反するとの判断を明確に下した。一九三三年一月三〇日に、この問題が三たびかれのもとへ提出されたとき、あくまでも従来のかれの懸念を撤回しないこそが、ライヒ憲法の番人たるかれに課せられた責任の命ずるところであった。ところが今度は、かれはそうする代わりに、側近たちの推挙に従い、これまでかれが「ボヘミヤの上等兵」と呼んで蔑んできた見知らぬ男に、しかもその男から憲法を守るといふ何の保証も得ないまま、首相職を委ねたのであった。それもこれも、ありていに言えば、ライヒとライヒ憲法、それから最後にかれ自身の陥った危機的状況の重荷にかれが耐えかね、それを投げ出した一心でなされたことであった。

たしかにライヒ首相の任命はライヒ大統領の一身専属的権利であった。ライヒ大統領は、ライヒ首相の選考にあたって、新しく議会多数派になることの予想される諸政党から提出される候補者名や、あるいは「そうした議会多数派の成立の余地のない場合に」個々の政党指導者の助言になる候補者名にとらわれることなく、みずからの独自の判断にもとづいて随意に首相を任命することができた。そればかりか、紛争状態においては、ライヒ大統領は、背後に議会多数派を擁することなく、逆にライヒ議会と対決し、その反対を押し切って政策の実現をはかる闘争内閣 (ein Kampf-Kabinet) を率いる覚悟のある首相を任命することができた。だが、いずれの場合にも、前もって自己の意中にある首相候補者と会談して、その基本的な政治観、政策綱領、組閣構想を質しておくことは、ライヒ大統領の任務であった。むろん大統領は誰か人を介してこうした首相候補者——それは一人とは限らないが——との予備折

衝を行うことができたが、しかしかれは、腹心の者を王の代理人 (*homo regis*) として立て、その者に組閣の一切を委ねることはできなかった (*S. 1178*)。ワイマール憲法第五三条により、ライヒ大統領は、首相として誰を選び任命するか、その者が果たして首相にふさわしい政治的力量と人的資質とを有しているか、それからまたなかんづく、その者が憲法に忠実な職務の遂行の保証を提示するかどうかに関して、全一不可分の責任を大統領個人として有しているからである (*S. 1178c*)。そのことは、ヒトラーのような人物の首相選任にさいして、とりわけ妥当すると言われなければならない。なぜなら、この者は国家反逆罪の前科を持ち、その「合法性路線の闡明」 (*„F. egulitätsred.“*) にもかわからず、徹底的な憲法敵視の態度を明確にしており、しかも大統領自身、自党に全権力を引き渡せとするその反憲法的要求のゆえに、これまでその者に首相職を委ねることを拒否してきた当の人物だったからである。こうした人物の首相任命は、ライヒ大統領があらかじめその人物と個人的に面談し、その人物から単に憲法の文言に違背しないばかりか、あらゆる手だてを尽くして憲法を擁護するとの確約を得たと確信できた場合にのみ、はじめて考慮の対象になりえたはずのものであった。

ところがライヒ大統領は、ワイマール憲法第五二条の趣旨に合致したこうした通常の手続きに従わず、あらかじめヒトラーと会談して、これまで二度にわたってあくまでも全権力を一手に握らせるよう公式に要求してきたこの人物が、今回三度目にはその内閣指導権独占の執拗な要求を確かに放棄したことをみずから確かめる、憲法上不可欠の手続きを採ることを断念した。ライヒ大統領はそうした手続きを一切ふむことなく、全体主義的政党の代表者にたいする全権力の譲渡を、あまりにも軽卒に容認したのである。ライヒ大統領は、かれの更迭した共和国最後の首相「シュライヒャー」が裁可を仰いだライヒ議會解散の要求にたいしては、言を左右にして時間を浪費したあげく結局それに許可を与えなかったにもかかわらず、新たにライヒ内閣首相に推挙された者「ヒトラー」が何の前触れも

なくいきなりその要求を持ち出したときには、面倒な審議は一切抜きにして唯々諾々とそれを承認したのである。

ワイマール共和国の命数が尽きる最後の時点で、ヒトラーがライヒ議会の解散についてライヒ大統領からも、また市民派の閣僚からも、強引に同意を取り付けたその遣り口からして、この新首相が将来ともどんな手法で相応の圧力をかけてみずからの欲するあらゆる決定を貫き通すかは、当事者すべてにとって明白となった。

・ ・ ・ ・ 一九三三年一月三〇日の政府形成「内閣成立」は、従来の慣例を破って行われたばかりか、ライヒ大統領の果たすべき諸任務のうちでも最重要な任務であるかれの憲法上の諸義務に違背して行われたのである (S.1279)。

#### (四) 国民の自己決定権と憲法への責任

しかし、政府諸機関がライヒとその憲法とを護るためにどれほどの責任を負うべきであったにせよ、一九三二—三三年に生じた極度に危機的な状況のもとでは、やはりその責任負担にも限界はあった。なぜなら、最後のライヒ首相二人がそれぞれ企てた大統領執行権力の非常事態法的権限にもとづく共和国救済行為が成功する保障は、なんら存在しなかったからである。「大いなる非常事態計画」(der Große Notstandsplan) を立案した二人の首相のいずれも、またその相談にあずかった助言者たちの誰もが、一九三二年の八／九月および一／一月の危機的状況のもとで、ましていわんや一九三三年一月の極度に危機的な状況のもとでは、ライヒ元首にたいして、以下の事に関して何らかの保障を与えることはできなかった。国家非常事態宣言を発し、またそれにともし必要となる措置を採ることによって、差し迫った憲法破壊の攻撃から共和国とその根本秩序とを救い出し、その後、憲法に若干の修正を施し

てであるにせよ、共和国を立憲国家の常態に復させることができる、と。ライヒ大統領の責任ある助言者たちがその判断において動揺を繰り返したのはかれらの性格の弱さのせいでは決してなく、ほとんど出口のない絶望的な状況のせいであった。その時ありえた打開策は、憲法の敵にたいして断固たる非常事態法的措置を採るか、それともこの敵の手を縛るためにかれと取り引きするかのどちらかだったが、そのいずれも極度のリスクを伴うものであった。結局、第二の道が選択され、そしてそれが地獄に通づる道であることが歴史的に判明した。しかし、他方、非常事態を宣言して国家と憲法体制全体とを防衛する方策もまた有権者の一〇の九を敵にまわす措置であつて、それがやはりドイツを破滅に導く道でなかったとは、後から振り返つて誰も言い切れない事柄である。むしろ、一九三二―三三年の交にドイツの直面した全情況がこのように悲劇的な不確実性を内包するものであったとしても、だからといって、この袋小路の情況のもとで、ライヒ最高機関およびそれに働きかけた諸政党指導者たちの最終的に下した決断にたいする責任が消えてなくなるわけではない。だが、その行為が倫理的非難に値するという意味では、誰もかれらの行動を「責める」ことはできないのである。

そのうえ、共和国崩壊に直結した根本的決定に関して、政党指導者たちや政府諸機関、その助言者たち、さらには公的生活の他の代表者たちが、それぞれどれほど大きな責任を負っているにせよ、だからといって全体としてのドイツ国民大衆が免責されるわけではない。共和国の最終的崩壊を招いた決定にたいする総体的責任はドイツ国民全体の負うべきものであった。一九一九年のライヒ憲法は自由と平等とに立脚する自己決定の権利を国民自身に委ねた。共和制の民主制的政治体制のもとでは、国民大衆は、かつての立憲制国家のもとにおけるように、たんに国民代表召集のための「選出機関」であつただけではない。(S.129b)。国民大衆は、議会制民主制のもとでは、同時にまた政府形成の決定機関となつたのである。(S.129f.)。とりわけ大統領の解散権にもとづくライヒ議会の解散・総



選挙が間隔を置かず頻繁に繰り返された結果、選挙がますます国民投票的性格を帯びるようになったため、有権者もまた内外の重大な政治問題にたいする決定機関 (das Entscheidungsorgan) となった。この憲法の現実過程において生じた国民大衆の決定機関への上昇は、およそ相互の諒解や妥協の余地の一切ない強力で根本的に敵対的な諸グループの大衆運動の発展と相たずさえて進行したのだが、そのことは、民主共和国最高の支配権力の担い手としての国民大衆の地位をなんら変えるものではなく、むしろ国民大衆がこのように準国民投票的な決定権力 (die plebiszitäre Entscheidungsmacht) を有するにいたったにもかかわらず、かれらが相互に敵対的な大衆運動の諸勢力「ナチスと共産党」へと引き裂かれた結果、国民全体を統合しうる決定に達しえないという状況が現出したことから、ワイマール末期の民主主義の内的ディレンマが生まれたのである。国民は、政府形成の前提条件を最終的に決定するというその権限にもとづいて、頻繁に繰り返された選挙で議会を選出したが、その議会は、議員の党派構成からして、通常の憲法の手続きに従った政府形成と政府監督とを許すようなものではなく、もしそうした手続きに固執したなら、ライヒの統治を不可能にせざるをえない態のものであった。国民は、最後には一九三二年九月、さらには一月の総選挙において、憲法に敵対的な二つの政党にライヒ議会の過半数の議席を与えた。この両政党は、相互に激しく反目していたにもかかわらず、ワイマールの国家体制全体を破壊するという一点では、目標を同じくして活動していたのである。新たに総選挙を実施して議会を召集したとしても、憲法に忠実で相互に連立の用意のある諸政党が過半数を制する可能性は、所与の状況のもとでは、いつ訪れるとも見込みが立たなかった。残された選択肢は、「委任的独裁」(eine "kommissarische Diktatur") か、それとも「主権的独裁」(eine "sovereäne Diktatur") か、のいずれかであった。前者はその任務・範囲・継続期間ともに限定された非常事態政権 (ein Notstandsregime) であり、一定の穏健な改革を加えて立憲国家を救済することを目的とするものであり、後者は無制限な抑圧的権力行使

をとまなうものであり、その独裁はいつ終わるとも知れないものである。一九三三年一月の最後の週が明らかにしたことは、前年一月の「まだ」自由な総選挙によって選出された国民代表の指導諸委員会 (die Führungsgremien) 「諸政党指導部」が、相互の反目にもかかわらず共和国憲法体制の打倒という一点において共通する両政党が過半数を制することの確実なライヒ議会の再選出を阻止して、立憲国家の根本秩序を護るべく、大統領の非常事態権力を樹立するという選択肢の採用を意識的に拒否したということである。その結果、かれらは、半ば意識的に、半ば自己自身の狙いに反して、全体主義的支配の樹立を目指す諸勢力の勝利の行進を塞き止めていた門戸を開いたのであった。